

各自其の職分に應じ其の部署に従つて最大の奉仕
協力を捧ぐることに。

三、傷痍軍人對策の實施に當りては國家機關及び民間
の負擔能力多き方面に於て進んで最も大なる責任
を負擔し、率先して好範例を示すこと。

四、傷痍軍人對策の円滑なる實施は官民の間然する所
なき協力を俟たざるべからず。民間の協力を要請
する場合は、第一義的に其の愛國心道義心に訴へ
、自發的協力を期待すること。

五、傷痍軍人對策の基準は、少くも一切を勤勞前
の状態に回復せしむるを以て目標とするに。而
し右は最低限の基準にして、爾後傷痍軍人の生活

地位向上のため、終始一貫する努力を必要とする
こと。

六、醫療による身心障害の回復、職業教育並に再教育
による技術能力の回復、就職の斡旋確保による生
活能力の回復に就いては相互に聯関あるを以て此
間を一貫して懇切周到なる取扱ひを必要とする。尚
此の全期間を通じて傷痍軍人並に其の家族の生活
を以て後顧の憂なからしむるやう徹底的配慮をな
すこと。

七、傷痍軍人の數は絶えず中断なく變化するを以て全
体として正確の數字を把握することは困難なるの
みならず、戦争に於て蒙りたる復痍乃至身心の疲